

県外の医療機関での予防接種の受け方について

①ご希望の医療機関に、予防接種が可能か確認してください。



愛知県刈谷市民ですが、〇〇県△△市に、
(例：里帰りしている)ので、予防接種をしてもらえますか？

刈谷市からの依頼書があります。

◎医療機関より、次のように聞かれた場合はお答えください。

Q：予診票（問診票）は何を 사용합니다か？

刈谷市から発行されているものを持っていきます。原本は刈谷市への支払いの際に必要なので、接種後に返却をお願いします。

Q：接種費用はどうなりますか？

接種日当日に実費で払いますので、領収書をください。



②『指定外機関予防接種申出書』を記入し、保健センターへ返送してください。

電子申請をご希望の方は、市ホームページ内の「県外での予防接種申請」より申請してください。

申出書には、予防接種が可能と確認した医療機関名を記入または入力してください。
また、今までにひとつでも予防接種をしたことがある場合は、母子健康手帳の『予防接種の記録』の全てのページのコピーを添付してください。

③保健センターより、滞在先のご住所へ『依頼書』をお送りします。

⚠医療機関を変更する場合は、再申請が必要になります。

④接種当日、『依頼書』を医療機関に提出してください。

接種の際は、刈谷市の予診票、母子健康手帳、接種費用をお持ちください。

※任意予防接種の予診票は、医療機関のものを使用します。

⑤接種後、接種費用を支払い、予診票と領収書を受け取ってください。

受けた予防接種のそれぞれのワクチン代が分かるよう、領収書に記載してもらうか、明細書をもってください。

⑥『指定外機関予防接種費用支給申請書』、使用した予診票、領収書を保健センターへ提出してください。

費用の申請は、接種した年度末（3月31日）まで（必着）をお願いします。

※期日までに間に合わない場合は、ご連絡ください。

⑦約1か月後に、指定の口座へ接種費用を振り込みます。

支給できる金額には上限があります。

ご不明な点は、刈谷市保健センター（電話 0566-23-8877）へお問い合わせください。